

○津幡町鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱

平成27年2月19日

津幡町告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町のイノシシ等の鳥獣による農作物の被害防止と軽減を図るため、予算の範囲内において津幡町鳥獣被害防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、本町に住所を有し現に居住する者で、原則として鳥獣被害防止対策（以下、「電気柵等」という。）を2戸以上で実施する者とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 本町に農地を所有し、又は耕作していること。ただし、宅地内の家庭菜園は含まない。
- (2) 電気柵等を実施する一団の農地が、おおむね5アール以上であること。
- (3) 電気柵等を実施する範囲が経済的かつ効率的であること。
- (4) 鳥獣による農作物への被害が発生するおそれがあること。
- (5) 電気柵等の実施は、新たに設置するものであること。
- (6) 将来にわたり耕作を継続することが見込まれること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
電気柵及び防護柵の購入費 (ただし、他の補助事業により補助金を受けけるものは、対象外とする。)	補助対象経費の1/2以内	5万円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、津幡町鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 電気柵等の実施前の現況写真
 - (2) 電気柵等の実施予定地の位置図
 - (3) 電気柵等の購入費の見積書の写し
- (交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を認めたときは、津幡町鳥獣被害防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、電気柵等の実施が完了したときは津幡町鳥獣被害防止対策事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
 - (2) 電気柵等の購入費の領収書
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査の上、適正であると認めたときは、津幡町鳥獣被害防止対策事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに津幡町鳥獣被害防止対策事業補助金請求書（様式第5号）により、補助金の請求を行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限りで効力を失うものとする。